

契 約 書

1	件 名	西部医療センターにおける新生児用衣類貸貸借
2	概算金額総額 契約金額の 100/110 に相当する金額 (金 円)	1 枚当たり単価：別表単価欄のとおり 金 円 うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円
3	履行期間	令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日
4	引渡場所	仕様書のとおり
5	契約保証金	
6	特約事項	—

上記について公立大学法人名古屋市立大学を甲とし、相手方を乙として、甲乙間において次の条項により契約を締結する。

これを証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 番地
公立大学法人名古屋市立大学
理事長 郡 健二郎

乙 住 所
氏 名

(別 表)

品 名	単 価 (消費税等を含まない。)
新生児用衣類 (肌着)	円
新生児用衣類 (カバーオール)	円

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書及び仕様書に基づいて別表記載の物件（以下「物件」という。）を甲に賃貸し、甲はこれを賃借するものとする。

(当然履行義務)

第2条 乙は、この契約について契約書及び仕様書に明示されていない事項でも履行上当然に必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第4条 乙は、契約期間の始期までに甲の指定した場所に物件を設置し、甲が使用できる状態に調整した後、甲の指定する検査員の検査を受け、引渡すものとする。

2 前項の検査の結果、甲が合格と認めないときは、乙は甲の指定する期限内に物件の取り替え又は補正をしなければならない。

3 第1項の検査に要する費用は、乙の負担とする。

4 物件の設置のために要する費用は、乙の負担とする。

5 物件の引渡しは、引渡場所において第1項の検査に合格したときをもって完了する。

(検査の立会い)

第5条 乙は、前条の検査に立ち会わなければならない。

2 乙は、前条の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(延滞金)

第6条 乙が正当な理由がないのに債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞金として徴収する。

2 前項の延滞金の算定の基礎となる日数には、第4条第2項の規定によって甲が最初に指定した日までの日数は算入しないものとする。

(賃借料の支払)

第7条 甲は、賃借料を月単位に分割して乙に支払うものとし、その月額は頭書の契約金額とする。ただし、この契約が月の途中において締結されたとき、又は月の途中において満了した時、甲が乙に支払うべきその月分の賃借料は、当該月の暦日数に基づく日割計算によって算定した額とする。なお、その金額に円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

2 この契約が月の途中において解除されたとき、又は乙の責に帰すべき事由によって甲が物件を使用することができなかったときは、甲が乙に支払うべきその月分の賃借料は、当該月の暦日数に基づく日割計算によって算定した額とする。なお、その金額に円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 乙は、前2項の賃借料の当月分を翌月の初めに、甲に対して請求するものとする。

4 前項の請求は、甲が当月分の給付について行う検査に合格した後でなければすることができない。

5 賃借料の支払については、別表のとおりとする。

6 賃借料の支払場所は公立大学法人名古屋市立大学とし、その支払方法は、乙の申し出により甲の主要取引銀行と為替取引のある金融機関の乙の預金口座に口座振替をすることができる。

7 前項にかかる振込手数料は、甲の主要取引銀行と乙の指定する銀行が同じである場合は、甲の負担とする。異なる場合は、乙の負担とする。

8 甲の責に帰すべき事由により第5項の賃借料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数は切り捨てる。）の利息を甲に請求することができる。

(危険負担)

第8条 物件の引渡し前に生じた損害は、甲の責に帰すべき事由により生ぜしめた損害である場合を除き、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思表示を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないこと

が明らかであるとき。

3 契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しなければ、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

4 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、前項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

5 引き渡された成果物の契約不適合が甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（善管義務）

第10条 甲は、善良なる管理者の注意をもって、物件を使用管理するものとする。

2 甲がその責に帰すべき理由によって物件に損害を与えたときは、乙は甲に対し賠償を請求することができる。

（物件の保守）

第11条 甲は、物件が常時完全な機能を保つため、必要に応じその調整修理を行うものとし、これに要する費用（第12条第1項に規定する保険その他により填補された額を除く。）を負担する。ただし、乙との間で物件の保守を含んだ契約を締結した場合には、乙がその費用を負担する。

（物件の保険）

第12条 乙は、契約期間中継続して、物件に対して動産総合保険（物件が保険の対象とならない場合は除く。）を付さなければならない。

2 乙は、前項の保険を付したときは、遅滞なく甲に保険を付したことを証明できるものを提出しなければならない。

3 甲は、物件に保険金支払対象事故が発生した場合、直ちに乙に通知するとともに、保険金受取に必要な一切の書類を乙に交付するものとする。

（物件の滅失等）

第13条 天災その他不可抗力により、物件の滅失、盗難等、甲が物件の占有を失ったとき又は物件が損傷して修理することができなくなったときは、この契約は終了するものとする。契約終了に伴う損害（前条第1項に規定する保険その他により填補された額を除く。）については、甲乙協議の上、損害額の負担割合を決定する。

（所有権の表示）

第14条 乙は、物件に乙の所有である旨の表示をすることができるものとする。

（立入権及び秘密保持）

第15条 乙は、甲の承認を得て、物件の設置場所に立ち入ることができる。この場合において、乙は、必ずその身分を証明する証票を呈示しなければならない。

2 乙は、前項の立入りによって得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。

3 前項の規定は、契約期間の満了後又は契約解除後においても同様とする。

（物件の現状変更）

第16条 甲は、次の各号のいずれかの行為をするときは、事前に乙の承諾を得るものとする。ただし、仕様書において別に定めがあるときは、仕様書によるものとする。

(1) 物件に他の器具等を付着し、又は物件からそれらを取り外すとき。

(2) 物件を他の物件に付着するとき。

(3) 物件を他の場所に移動するとき。

（物件の譲渡等の禁止）

第17条 甲は、乙の承認がなければ、物件を第三者に譲渡し、若しくは使用させ、又はその他乙の所有権を侵害するような行為を行ってはならない。

（物件の返還等）

第18条 甲は、契約期間が満了し、又は契約が解除されたときは、物件を現状のまま返還できるものとする。

2 甲は、物件に投じた有益費又は必要費があっても乙に請求しないものとする。

3 乙は、契約期間が満了し、又は契約が解除されたときは、速やかに物件を撤去するものとし、これに要する費用は、乙の負担とする。

4 甲は、前項の撤去に際して必要があるときは、甲の係員を立ち合わせ、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督させることができる。

5 甲は、乙が正当な理由がなく、相当期間内に物件を撤去しないときは、乙に代わって物件の処分を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分について異議を申し出ることができず、また、甲の処分に要した費用を負担しなければならない。

6 前各項の規定にかかわらず、仕様書により乙から甲へ物件を無償譲渡する旨、規定されている場合には、乙は、甲へ物件を無償譲渡するものとする。

（甲の解除権）

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その

期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認めたとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行に当たり、係員の指示に従わず、又はその者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (5) この契約に定めた条件に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。
- (2) 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定によって契約を解除した場合においては、乙の納付に係る契約保証金は、甲が取得する。ただし、契約保証金が納付されていない場合で、乙が履行保証保険契約を締結しているときは、甲はその保険金を取得し、その他のときは、乙は契約金額（月額賃借料）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合その他の不正行為に係る甲の解除権）

第20条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、前条第1項第2号に規定する不正の行為とみなし、契約を解除することができる。この場合において、同条第1項に規定する催告を要しないものとする。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条第1項又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に適用する。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第21条 乙がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、前条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった日までに、本契約において甲が乙に対し既に支払った金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、最終の契約代金の支払の日から賠償金の支払日までの日数に応じ契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び、第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
- (2) 前条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第4号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（乙の解除権）

第22条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除できる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（予算の減額等による契約の変更等）

第23条 甲は、契約金額及び契約期間の規定にかかわらず、契約期間中であっても予算の減額若しくは削除があった場合、又はその他の理由により必要がある場合は、乙と協議の上、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対

して損害賠償を請求できる。

(損害賠償額の予定)

第24条 甲がこの契約に基づき乙に支払う損害賠償額は、残賃借料（賃借料の総額から甲の既支払額を控除した額）相当額を上限とし、甲乙協議して定めるものとする。この場合において、第12条第1項の保険で補填される額は、損害賠償額から控除するものとする。

2 乙が返還された物件を売却した場合は、売却代金から売却費用を控除した金額を前項の損害賠償額から控除するものとする。

(公租公課)

第25条 この契約に係る公租公課は、すべて乙の負担とする。

(相殺)

第26条 甲は、この契約において、乙から徴収すべき金額があるときは、その金額と乙に支払うべき契約代金又は返還すべき契約保証金と相殺する。

(疑義の決定)

第27条 この契約書及び仕様書について甲乙間に意見を異にするときは、甲の判断によるものとする。

2 この契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第28条 この契約に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。